

香川県条例第8号

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造設備に係る措置の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備</u>（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽内に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>(21) <u>循環式浴槽（循環水（ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>原水の配管は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管</u>（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。</p> <p>ウ <u>集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(22)・(23) 略</p> <p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p>	<p>(構造設備に係る措置の基準)</p> <p>第3条 公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない構造設備に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の空気中に微小な水粒を発生させることとなる装置</u>（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽内に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>(21) <u>循環式浴槽（循環水（ろ過器（浴槽水をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>原水の配管は、浴槽とろ過器を接続している配管</u>（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。</p> <p>ウ 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。</p> <p>エ 略</p> <p>(22)・(23) 略</p> <p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p>

(15) 気泡発生装置等を浴槽内に設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。

イ 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ウ 気泡発生装置等は、適宜清掃及び消毒を行うこと。

(16) 略

ア 略

イ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

ウ ろ過器及び循環配管は、図面等により、配管の状況を正確に把握すること。

(17) 略

(18) シャワー設備を設けている場合は、適宜通水し、清掃を行うこと。

(19) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(15) 気泡発生装置等を浴槽内に設けている場合は、その浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。

(16) 循環式浴槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 集毛器は、毎日清掃を行うこと。

(17) 略

(18) 12歳以上の男女を混浴させないこと。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。